

長野市新産業創出・販路開拓事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、新たな産業の創出及び販路の開拓を促進し、もって本市の産業の振興を図るため、中小企業者等（中小企業者又は共同グループをいう。以下同じ。）が行う新産業創出事業及び販路開拓事業に要する費用に対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、長野市補助金等交付規則（昭和61年長野市規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項の中小企業者をいう。
- (2) 共同グループ 新産業創出事業又は販路開拓事業を共同で行う複数の中小企業者で構成された団体又は一若しくは複数の中小企業者と研究機関（学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学、短期大学若しくは高等専門学校又は長野県工業技術総合センターその他市長が認める法人、機関等をいう。）とで構成された団体で、次に掲げる要件の全てに該当するものをいう。
 - ア 当該団体を構成する中小企業者の総数の2分の1以上が市内の中小企業者であること。
 - イ 当該団体の代表者が市内の中小企業者であること。
 - ウ 会計担当者を当該団体の代表者たる中小企業者の事業所に置いていること。
- (3) 新産業創出事業 次に掲げる開発をするための調査研究及び試作品の製造並びに開発した製品、方法等の特許を取得する事業をいう。
 - ア 新製品、新工法又は新システムの開発
 - イ 機械、器具又は装置の省力化、高機能化又は動力化を図るための技術開発
 - ウ その他市長が適当と認める開発
- (4) 販路開拓事業 製品の新たな販路を開拓するための調査研究又は市外で開催される展示会、見本市等への出展を行う事業

(交付対象者)

第3 補助金の交付の対象となる者は、中小企業者等とする。ただし、次のいずれかに該当する中小企業者等には、補助金を交付しない。

- (1) 市税を滞納している中小企業者又は市税を滞納している中小企業者により構成されている共同グループ
- (2) この要綱による補助金と同様のものとして市長が認める補助金、助成金等の交付を受けている中小企業者等
- (3) 前2号に掲げる中小企業者等のほか、市長が不適当と認めるもの
(対象経費及び補助率等)

第4 補助金の交付の対象となる経費（以下「対象経費」という。）及び補助率は、次のとおりとする。

区分	対象経費	補助率
新産業創出事業	(1) 講師の謝礼金及び交通費 (2) 試作品の製造に係る原材料費、機械装置、機械器具等の購入費及び賃借料 (3) 試作品の加工委託費 (4) 試験研究機関等への試験委託費 (5) 特許権その他の工業所有権の取得に係る弁理士報酬、申請費用等の経費 (6) その他市長が適当と認める経費	対象経費の2分の1以内。ただし、30万円を限度とする。
販路開拓事業	(1) 講師の謝礼金及び交通費 (2) 経済研究所等への販路に係る調査委託費 (3) 展示会、見本市等への出展のための小間の賃借料及び看板その他必要な装飾等に要する経費	

- 2 対象経費には、消費税及び地方消費税に相当する額を含まないものとする。
- 3 補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
(補助金の申請等)
- 第5 規則第3条に規定する申請書は、長野市新産業創出・販路開拓事業補助金交付申請書(様式第1号)によるものとする。
- 2 規則第3条に規定する関係書類は、次に掲げるもの(申請者が中小企業者である場合は、第1号から第4号まで及び第7号に掲げる書類に限る。)とする。
- (1) 事業計画書
 - (2) 概要書
 - (3) 収支予算書
 - (4) 市税の納付確認に関する同意書
 - (5) 共同グループの規約
 - (6) 共同グループの代表者、会計担当者、構成員その他組織の概要を示す書類
 - (7) その他市長が必要と認める書類
- 3 前2項に規定する申請書等の提出期限、前項に規定する関係書類の様式その他の申請に必要な事項は、市長が別に定める。
(補助事業の内容の変更等)
- 第6 規則第8条の規定による承認の申請は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を提出して行うものとする。
- (1) 補助事業の内容を変更しようとするとき 長野市新産業創出・販路開拓事業変更承認申請書(様式第2号)
 - (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき 長野市新産業創出・販路開拓事業中止(廃止)承認申請書(様式第3号)
(実績報告)
- 第7 規則第9条に規定する実績報告書は、長野市新産業創出・販路開拓事業実績報

告書（様式第4号）によるものとする。

2 規則第9条に規定する関係書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 結果報告書
- (2) 支出明細書
- (3) 取得財産一覧表

3 前2項に規定する書類の提出期限は、補助事業の完了した日から起算して20日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日とする。

（補助金の交付請求書）

第8 規則第12条第2項に規定する請求書は、長野市新産業創出・販路開拓事業補助金交付請求書（様式第5号）によるものとする。

（成果の発表）

第9 市長は、補助事業者にその研究成果を発表させることがある。この場合において、当該研究成果が特許出願に係るものであるときは、特許法（昭和34年法律第121号）第64条第1項の規定による出願公開後に発表させるものとする。

（帳簿の整備等）

第10 補助事業者は、補助事業に関する帳簿及び書類を整備し、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

（補則）

第11 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、平成25年度分の補助金から適用する。

様式第1号（第5関係）

長野市新産業創出・販路開拓事業補助金交付申請書

年 月 日

長野市長 様

申請者名称
(代表) 中小企業者名称
代表者氏名 ⑩
(代表) 中小企業者の
主たる事務所の所在地
連絡先(電話)

年度において、長野市新産業創出・新販路開拓事業を下記のとおり実施
したいので、補助金 円を交付してください。

記

- 1 補助事業の区分 新産業創出事業 ・ 販路開拓事業
- 2 補助事業の目的
- 3 補助事業の内容
- 4 補助事業の実施計画
- 5 補助事業の完了予定年月日
- 6 関係書類
 - (1) 事業計画書
 - (2) 概要書
 - (3) 収支予算書
 - (4) 市税の納付確認に関する同意書
 - (5) 共同グループの規約
 - (6) 共同グループの代表者、会計担当者、構成員その他組織の概要を示す書類
 - (7) その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第6関係）

長野市新産業創出・販路開拓事業変更承認申請書

年 月 日

長野市長 様

申請者名称
(代表) 中小企業者名称
代表者氏名 ⑩
(代表) 中小企業者の
主たる事務所の所在地
連絡先(電話)

年 月 日付け長野市指令 第 号で補助金の交付決定のあった
年度長野市新産業創出・販路開拓事業の内容を下記のとおり変更したいの
で、承認してください。

記

- 1 補助事業の区分 新産業創出事業 ・ 販路開拓事業
- 2 変更の理由
- 3 変更の内容
- 4 その他

様式第3号（第6関係）

長野市新産業創出・販路開拓事業 中止
廃止 承認申請書

年 月 日

長野市長 様

申請者名称
(代表) 中小企業者名称
代表者氏名 ⑩
(代表) 中小企業者の
主たる事務所の所在地
連絡先(電話)

年 月 日付け長野市指令 第 号で補助金の交付決定のあった
年度長野市新産業創出・販路開拓事業を下記のとおり 中止 したいので、
廃止
承認してください。

記

- 1 補助事業の区分 新産業創出事業 ・ 販路開拓事業
- 2 補助事業の中止・廃止の理由
- 3 補助事業の遂行状況
- 4 補助事業を中止する期間及び補助事業の完了予定年月日
- 5 その他

様式第4号（第7関係）

長野市新産業創出・販路開拓事業実績報告書

年 月 日

長野市長 様

申請者名称
(代表) 中小企業者名称
代表者氏名 ⑩
(代表) 中小企業者の
主たる事務所の所在地
連絡先(電話)

年 月 日付け長野市指令 第 号で補助金の交付決定のあつた
た 年度長野市新産業創出・販路開拓事業を下記のとおり実施しました。

記

1 補助事業の区分 新産業創出事業 ・ 販路開拓事業

2 補助事業の内容

3 関係書類

- (1) 結果報告書
- (2) 支出明細書
- (3) 取得財産一覧表

様式第5号（第8関係）

長野市新産業創出・販路開拓事業補助金交付請求書

年 月 日

長野市長 様

申請者名称
(代表) 中小企業者名称
代表者氏名
(代表) 中小企業者の
主たる事務所の所在地
連絡先(電話) ㊞

年 月 日付け長野市指令 第 号で確定のあった
年度補助金を下記のとおり交付してください。

記

1 確定額 円

2 請求額 円

3 送金先

金融機関	銀行 信用金庫 農協	店 所
口座の種類	当座 ・ 普通	
(フリガナ)		
口座の名義		
口座番号		